

第 3 次 伊達市男女共同参画 プラン（素案）

～ 一人ひとり自分の色で輝ける社会へ ～



「だってちゃん」
(多様性の花バージョン)

令和5年 月
伊達市

第3次伊達市男女共同参画プランキャッチフレーズ

「一人ひとり自分の色で輝ける社会へ」

令和4年度に市内中学2年生を対象として第3次プランのキャッチフレーズを募集した結果、応募総数 90 作品から、桃陵中学校2年生の中島詩桜さんの作品を最優秀賞として選定しました。

このキャッチフレーズには、最優秀賞に輝いた中島詩桜さんの「個性を目に見える色に例え、その色を否定したり、上書きしたりする人がいなくなってほしい」という思いが込められています。

また、このキャッチフレーズは、本市の男女共同参画推進のため、今後、様々な機会に使用していく予定です。

伊達市「だってちゃん（多様性の花バージョン）」



「だってちゃん」
(多様性の花バージョン)

表紙の「だってちゃん」が手に持っている7色の花は、「多様性」を表現しており、本市の男女共同参画を推進するため、様々な場面で使用しています。

※「だってちゃん」は、2017年（平成29年）に伊達市の友好交流都市である千葉県白井市から、友好交流都市締結の記念として贈られたキャラクターです。この多様性の花バージョンは、2022年（令和4年）に本市のララ・ジャスティス国際交流員がデザインしました。



伊達市「だってちゃん」

目 次

第1章 プラン改定の考え方	1
1 改定の趣旨	1
2 これまでの市の取組	2
3 計画策定の背景	3
4 計画の位置づけと期間	6
5 基本理念	8
第2章 プランの内容	9
プランの体系	9
基本目標Ⅰ 人権の尊重及び男女共同参画社会の実現に向けての意識改革	11
施策の方向1 さまざまな機会における男女共同参画の意識の普及と啓発	13
施策の方向2 男女共同参画の視点に立った学習機会の充実	14
施策の方向3 多様な価値を尊重する社会の実現	16
基本目標Ⅱ 意思決定過程における男女共同参画の拡大	18
施策の方向1 行政における政策・方針決定過程への女性の参画促進	21
施策の方向2 地域・職場・防災組織等における方針決定過程への女性の参画促進	22
施策の方向3 あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成	24
基本目標Ⅲ 男女がともに仕事と生活の調和を実現できる環境づくり	26
施策の方向1 安心して働き続けることのできる職場環境づくり	29
施策の方向2 仕事と家庭生活を両立するための支援	30
基本目標Ⅳ 健康で安心して生活できる環境づくり	32
施策の方向1 あらゆる暴力の根絶	35
施策の方向2 生涯にわたる健康の支援	36
成果指標	38
第3章 計画の推進体制	39
第4章 資料編	41
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	41
男女共同参画社会基本法	46
伊達市男女共同参画推進条例	49
伊達市男女共同参画審議会規則	51
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	51
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	59
伊達市男女共同参画推進庁内委員会設置要綱	66
伊達市男女共同参画審議会委員・アドバイザー名簿	67
男女共同参画に関する国内外の動向	68

第1章 プラン改定の考え方

1 改定の趣旨

伊達市では、2011年（平成23年）2月に、「すべての市民が性別による差別を受けることなく個人として尊重され、自らの意思によって、社会のあらゆる分野に参画し、男女がともに支えあう社会」を基本理念に掲げる「伊達市男女共同参画プラン（第1次）」を策定しました。

また、2016年（平成28年）3月には、男女共同参画を推進する上での6つの基本理念を柱に、市、市民、事業者、教育関係者の責務等を定めた「伊達市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定し、さらに、2018年（平成30年）5月には「第2次伊達市男女共同参画プラン（以下「第2次プラン」という。）」を策定するなど、現在に至るまで男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進してきました。

本市が2021年（令和3年）8月に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」（以下「令和3年度市民アンケート」という。）の結果によると、2009年（平成21年）及び2015年（平成27年）のアンケート結果と比較して、「家庭」や「職場」などにおいて、男女が平等になっていると感じている人の割合は増加傾向にあり、一定の効果は出ているものと考えられます。一方で、性別による固定的な役割分担意識は、依然として根強く残っている上、家庭における家事、育児、介護等の多くを主に女性が担っているという結果となり、引き続き、市民一人ひとりの意識改革につながる取組が必要であることがわかりました。

また、人口減少社会の本格化、人生100年時代の到来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、人々の暮らしや働き方、社会の状況は大きく変化しており、これらの変化に対応するためにも、男女共同参画社会の実現がより一層求められています。

こうした中、2023年（令和5年）3月をもって、第2次プランの計画期間が終了することから、このような社会情勢の変化をはじめ、国や県の動向、第2次プランの進捗状況などを踏まえ、全ての人が性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、「第3次伊達市男女共同参画プラン」を策定します。

「男女共同参画社会の形成」

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

（男女共同参画社会基本法第2条1号）

2 これまでの市の取組

- 2008年（平成20年）、「伊達市第1次総合計画」を策定し、男性と女性があらゆる分野で対等なパートナーとして、ともに参画し、責任を担い合う男女共同参画社会の形成を目標に掲げました。
- 2009年（平成21年）、男女共同参画社会の形成を目指し、庁内施策の検討及びその推進を図るため、「伊達市男女共同参画推進委員会（現 伊達市男女共同参画推進庁内委員会）」を設置しました。
また、男女共同参画プランを策定するため、「伊達市男女共同参画プラン策定委員会」を設置しました。
- 2010年（平成22年）に「伊達市男女共同参画プラン策定委員会」からの提言を受け、2011年（平成23年）に「伊達市男女共同参画プラン（第1次）」を策定しました。
- 2015年（平成27年）、男女共同参画推進条例を制定するため、「伊達市男女共同参画推進条例検討委員会」を設置しました。
- 2016年（平成28年）、「伊達市男女共同参画推進条例検討委員会」から条例案の提出を受け、男女共同参画推進の基本理念や市、市民、事業者、教育関係者の責務等を定めた「伊達市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する事項等を審議する「伊達市男女共同参画審議会」を設置しました。
- 2018年（平成30年）、「伊達市男女共同参画審議会」からの答申を受け、「第2次伊達市男女共同参画プラン」を策定しました。
- 2019年（令和2年）、家庭のことに家族全員で関わっていくきっかけづくりとして、「見えない家事・名もなき家事チェックリスト」を作成し、啓発を行いました。
- 2021年（令和3年）、市が発信するあらゆる情報が男女共同参画の視点を踏まえた表現になることを目指し、「男女共同参画の視点による表現ガイドライン」を策定しました。
- 2022年（令和4年）、本市の附属機関等における女性委員の登用促進を図るため、「女性委員登用促進のための審議会等における委員選任時の事務取扱要領」を策定しました。

3 計画策定の背景

(1) 国際的な主な動向

国際連合（国連）が女性の社会的な地位の向上を目指して、1975年（昭和50年）に宣言した「国際婦人年」を契機として、男女共同参画に向けて国際社会は大きく動き始め、1979年（昭和54年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が国連で採択されました。

1995年（平成7年）に開催された第4回世界女性会議（北京会議）では、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、「女性のエンパワーメント」をキーワードに、12の重大問題領域が設定され、それぞれの戦略目標と行動指針が示されました。

また、2015年（平成27年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、2030年までの国際目標として17のゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定されました。SDGsの17のゴールのうち、5つ目には「ジェンダー平等の実現」が掲げられているとともに、全ての目標達成において不可欠であることが示されました。

2019年（令和元年）12月に中国・武漢で初めて確認された新型コロナウイルスは、以降、世界的に感染が拡大し、2020年（令和2年）の国連による報告書では、新型コロナウイルスが及ぼす悪影響は、健康から経済、安全、社会保障に至るまでのあらゆる領域において、単に性別だけを理由として、女性及び女兒にとって大きくなっていることを指摘し、女性への影響を踏まえた政策的対応の重点事項が示されました。

(参考) SDGsとの関係性

SDGs（エスディー・ジョーズ）とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択され、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す「持続可能な開発目標」です。

本プランでは、このSDGsの視点により、各施策を推進していきます。



第1章 プラン改定の考え方

(2) 国の主な動向

国では、1999年（平成11）年に施行された「男女共同参画社会基本法」において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置付けました。

2001年（平成13年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が制定され、家庭内の暴力が犯罪になることを明確にしました。

2015年（平成27年）には、女性が職業生活において希望に応じ十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定されました。

2019年（令和元年）には、女性の職業活躍推進法が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大され、女性活躍に関する情報公表が強化され、特例認定制度（プラチナえるぼし）が創設されました。また、同年、DV防止法が改正され、被害者保護のために相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記されました。

2020年（令和2年）12月には、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、経済や社会環境、国際情勢の変化を踏まえ、目指すべき社会として、以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

「第5次男女共同参画基本計画（国）」～目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

（出典：「第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日）」）

ジェンダー(gender)

「社会的、文化的につくられた性差のこと。生物学的な性差（sex：セックス）に対して、これと区別するために、国際的にも広く使用されることとなった概念・用語。
「ジェンダー」という用語には、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

（出典：「ふくしま男女共同参画プラン（令和3年12月）用語集」）

第1章 プラン改定の考え方

(3) 福島県の主な動向

福島県では、国連における女性の地位向上を図るための「世界行動計画」の採択や、それに対応した国の「行動計画」の策定などに合わせ、1983年（昭和58年）に「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定しました。

1994年（平成6年）には、新しい行動計画として「ふくしま新世紀女性プラン」を策定し、2001年（平成13年）には、本県の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる男女共生センターを開設しました。また、同年、本県における男女共同参画の形成に向けた施策をより一層推進することを目的として、「ふくしま男女共同参画プラン」を策定しました。

2002年（平成14年）には、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会を形成するため、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」を制定しました。

「ふくしま男女共同参画プラン」は、社会情勢の変化等に対応するため、その後も改定が行われてきましたが、2021年（令和3年）に改定された新プランでは、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響等による社会経済情勢の変化等を踏まえ以下の視点により計画を推進するものとしています。

「ふくしま男女共同参画プラン（令和3年改訂）」～計画推進の視点

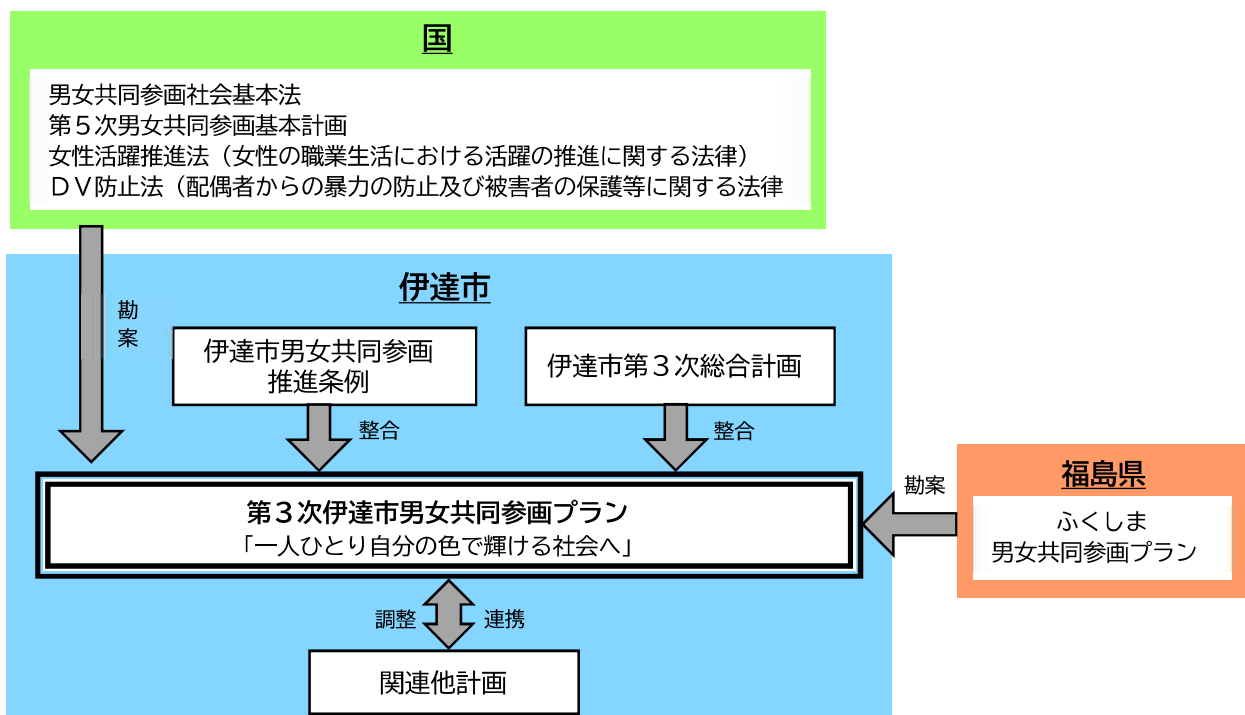
- 人権の尊重と男女平等の実現
- ジェンダーの視点の反映と多様な価値の尊重
- 女性の能力発揮と環境整備
- 公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な地域社会の実現

（出典：「ふくしま男女共同参画プラン（令和3年12月）」）

4 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

- 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」です。
- 本プランは、「伊達市男女共同参画推進条例」第10条に規定する男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための「基本計画」です。
- 本プランは、「伊達市第3次総合計画」の部門別計画として策定するものです。
- 本プランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえて策定するものです。
- 本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」を兼ねるものとします。
- 本プランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」を兼ねるものとします。

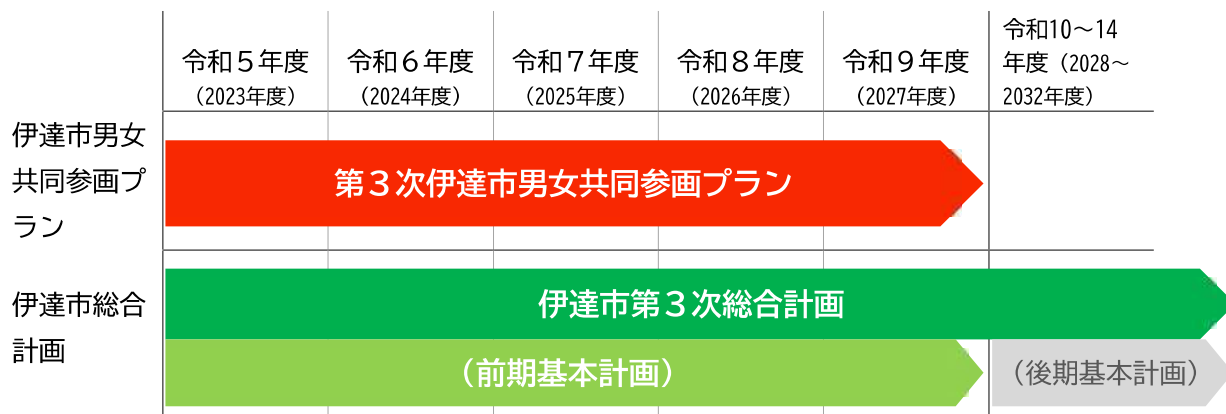


第1章 プラン改定の考え方

(2) 計画の期間

本プランは、伊達市第3次総合計画・前期基本計画との整合を図り、計画期間を令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うこととします。



伊達市第3次総合計画（前期基本計画） 基本目標

- 1 安全・安心できれいなまち
- 2 健やかでやさしい健康・福祉のまち
- 3 未来を拓く人を育む教育・文化のまち
- 4 活力とにぎわいあふれる産業のまち
- 5 便利で快適に暮らせるまち
- 6 みんなでつくる協働のまち

5 基本理念

本プランは、条例第3条に掲げる次の6つの基本理念の下に、男女共同参画の推進を図ります。

個人の人権の尊重

男女が、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的扱いを受けることなく、一人ひとりの能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。

男女の自由な選択に及ぼす 影響への配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行が、男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないよう配慮されること。

政策・方針決定過程における 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定の全過程に参画する機会が確保されること。

家庭生活と地域、職場、学校等の 活動との両立

家族を構成する男女が、相互協力と社会支援の下に、家事、子育て、介護等と地域、職場、学校その他の活動とを両立できるよう配慮されること。

性と生殖に関する健康と 権利の尊重

男女が対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の健康について自らの意思が尊重されるとともに、生涯にわたる心身の健康が守られること。

国際的協調

男女共同参画が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に推進されること。

第2章 プランの内容

プランの体系



第2章 プランの内容

基本的な施策

- (1) 男女共同参画に関する情報収集・広報・啓発活動
- 新 (2) 固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による慣行の見直し

- (1) 学校教育や生涯学習における男女共同参画の教育の推進
- (2) 家庭・地域における慣行の見直しと男女共同参画の実践

- (1) 女性の地位向上のための国際的情報収集と提供
- (2) 国際理解・多文化共生の推進
- (3) 多様な性を尊重する意識の醸成

- (1) 市の附属機関などにおける女性の参画拡大
- (2) 行政の女性職員の採用と登用、人材育成と活用
- (3) 市政への女性の意見や提言の反映と促進

- (1) 企業・団体・自営業（農業など）における女性の参画促進
- (2) 地域活動における女性参画の促進と啓発
- (3) 防災・災害復興への男女共同参画の推進

- (1) 女性の人材育成のための広報・学習
- (2) 女性の職業意識と能力向上の支援
- (3) 男女共同参画への理解の促進

- (1) 働く場での男女共同参画
- (2) 仕事と家庭のバランスの良い働き方の重要性の啓発
- (3) 多様な働き方ができる環境づくりの推進

- (1) 育児・介護など家庭生活への男性の参画の啓発・支援
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 介護サービスと相談体制の充実

- (1) 性別や年齢・役職等の社会的な立場の差異を利用した暴力根絶についての広報・啓発
- (2) 相談体制の充実

- (1) 生涯を通じた健康管理、保持増進のための広報・教育・支援・相談
- (2) 妊娠・出産に関する支援
- 新 (3) 生活上の困難を抱える男女への支援

基本目標Ⅰ 人権尊重及び男女共同参画社会の実現に向けての意識改革

全ての人が性別による差別を受けることなく、互いの性と人権を尊重しあう社会づくり



現状と課題

令和3年度市民アンケートの結果、様々な場面において、依然として多くの人が男性優位の社会であると感じていることがわかりました。

性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、個人の可能性や生き方の選択を制限し、自分らしく生きることを妨げる原因となります。性別（性自認）、性的指向などにかかわらず、その個性と能力により多様な生き方を選択できるようにするためには、家庭、学校、地域、職場、その他あらゆる分野において男女共同参画に関する教育・学習を進めるとともに、市民に対する広報・啓発活動をより一層推進していく必要があります。

さらに、男女共同参画社会の実現が国際的な共通課題となっている今日において、日本が世界的に見て非常に遅れているという事実を鑑みると、国際的な視点に立って取組を進めることも必要であるといえます。伊達市には21か国477人（令和4年9月14日現在）の外国人が在住しています。様々な国籍の方と身近に接することが、地域で生活していく中でも日常の光景となってきました。多様な文化を認め合い、相互に理解し合えるような多文化交流を推進する必要があります。

<令和3年度市民アンケートより>

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ」という考え方について、「そうは思わない」または「どちらかといえばそうは思わない」と回答した割合は81.2%で、前回調査（平成27年7月実施）の77.9%から3.3ポイント増加しました。

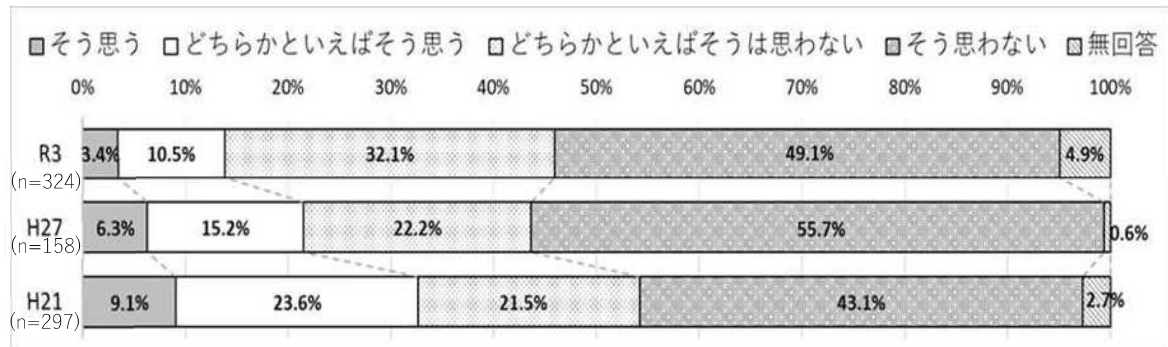
しかしながら、「各分野における男女平等について」の質問に対して「男女とも平等になっている」と回答した割合は、「学校の中で」が48.9%と最も高いのに対し、「男性の方が優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した割合は、「社会通念・しきたり上で」が73.0%、「政治の場で」で71.7%、「地域社会で」で56.0%、「法律や制度上で」で48.0%、「職場の中で」で45.5%、「家庭の中」が42.3%となりました。

「令和3年度男女共同参画に関する市民アンケート」の概要

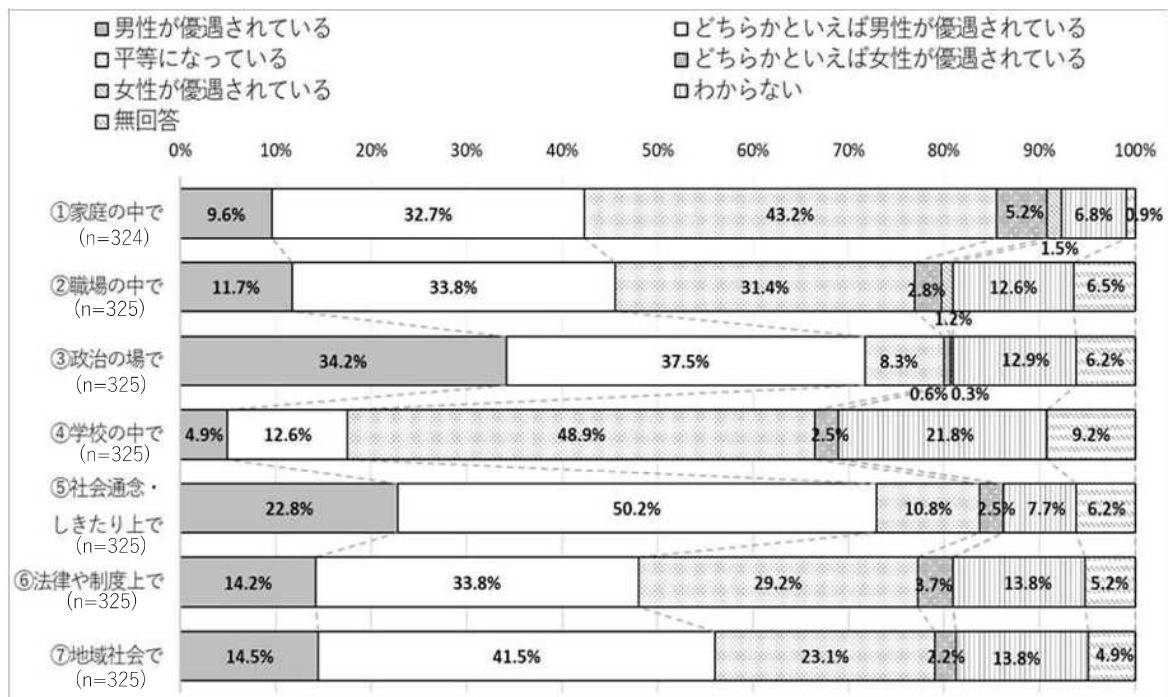
- 調査期間：令和3年8月30日から令和3年9月24日
- 対象：18歳以上の市民1,000人（男女各500人）
- 抽出方法：令和3年8月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出
- 調査方法：郵送及びインターネットによる
- 回答状況：325人（男性：136人、女性156人、その他：0人、性別無回答33人）
- 回収率：32.5%（男性：27.2%、女性31.2%）

第2章 プランの内容

●「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方について



●各分野における男女平等について



●性的マイノリティ（またはLGBT等）という言葉を知っていますか



●現在、性的マイノリティ（またはLGBT等）の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思いますか



施策の方向1 さまざまな機会における男女共同参画の意識の普及と啓発

男女共同参画社会の実現を妨げる大きな障がいの一つとなっているのが、人々の意識の中に根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）です。「女性はこうあるべき、男性はこうあるべき」という決めつけは、個人の自由な選択や活動を制約するとともに、次世代を担う子どもたちの生き方にも大きな影響を与えることになります。

男女共同参画社会を実現し、全ての人が自分らしく生き生きと活躍できるよう、さまざまな機会を利用して男女共同参画の意識の普及と啓発を図ります。

基本的な施策（1）男女共同参画に関する情報収集・広報・啓発活動

具体的な事業	内容	担当
① 男女共同参画に関する意識調査等の実施	市内における男女共同参画の推進状況を把握するため、定期的に男女共同参画に関する意識調査等を実施します。	協働まちづくり課
② 講演会・講座等の開催	男女共同参画や性別による固定的な役割分担意識の解消などのテーマに基づき講演会や講座等を開催します。	協働まちづくり課
③ 市職員研修の実施	男女共同参画について理解を深めるための市の職員研修を実施します。	人事課
④ 刊行物などによる情報発信・啓発活動の実施	男女共同参画に関する情報収集に努め、市の広報紙やホームページ、SNS等により、情報発信や啓発活動を行います。	協働まちづくり課

新規

基本的な施策（2）固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による慣行の見直し

具体的な事業	内容	担当
① 男女共同参画の視点に立った表現の推進	市の刊行物などにおいて、男女共同参画の視点に立った表現やイラスト等の適正化を図ります。	全庁
② 性別役割分担意識の見直しの推進	性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みによる慣行について、市の広報紙やホームページ、SNS等を活用し、広く、その見直しを呼びかけます。	協働まちづくり課

無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのこと。女性や若い人に対して見下したような態度をとったり、性的マイノリティに対して心ない発言をしたり、日常の何気ない言動になって現れる。（例：お茶出しは女性がやるもの、雑用は決まって若手の仕事、など）

（出典：ふくしま男女共同参画プラン（令和3年12月）用語集）

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った学習機会の充実

将来を担う子どもたちをはじめ、市民が人権の尊重や男女共同参画などについての理解を深められるよう、学校教育や生涯学習などあらゆる場面で、男女共同参画の意識を育てる教育を推進します。

基本的な施策（1）学校教育や生涯学習における男女共同参画の教育の推進

具体的な事業	内容	担当
① 幼稚園、小・中学校における社会的性差（ジェンダー）にとらわれない男女共同参画の教育の推進	学校教育全体を通して、園児・児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女共同参画、男女の相互理解、協力の重要性や家庭生活の大切さなど、ジェンダーにとらわれない指導の充実を図ります。	学校教育課 こども未来課
	小中学生の男女共同参画への意識の醸成・高揚を図り、性別にとらわれない自分らしい生き方ができるよう、学習の機会を提供します。	学校教育課
	学校教育の場において、性別にとらわれない進路の選択や職業意識の醸成が図られるよう努めます。	学校教育課
② 教職員等の理解の促進	小中学校、保育園、幼稚園、認定こども園等の関係職員の男女共同参画に関する研修の参加を促進します。	学校教育課 こども未来課
③ 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	市民が参加する生涯学習の分野において、男女共同参画の視点を取り入れた講座の開催や、各種団体等が実施する研修会等の開催を支援します。	生涯学習課

令和3年度 男女共同参画講演会の様子



令和3年11月17日に、(株)陽と人代表の小林味愛さんを講師として、男女共同参画講演会「女性がライフステージに応じて自分らしく働くために」が開催されました。同時に Zoom 配信も行い、会場の参加者と合わせ約40人が参加しました。

小林さんの女性が心と身体を守りながら自分らしく働くことの重要性についての話に、参加者からは「今後の生活を見直したい」「仕事とうまく向き合っていきたい」といった感想が寄せられました。

第2章 プランの内容

基本的な施策（２）家庭・地域における慣行の見直しと男女共同参画の実践

具体的な事業	内容	担当
① 広報、啓発の推進	広報紙や市のホームページ、SNS等により、家庭における男女の役割分担の見直しや、ともに家庭生活を担うこと等の啓発を図ります。また、具体的な事例等を紹介しながら、地域における慣習の見直しなどについて啓発を図ります。	協働まちづくり課
② 講演会・講座等の開催（再掲）	男女共同参画や性別による固定的な役割分担意識の解消などのテーマに基づき講演会や講座等を開催します。	協働まちづくり課

「見えない家事・名もなき家事チェックリスト」

家事は、「料理」や「掃除」、「洗濯」のように名前あるものばかりではありません。名前も付かないほどの細かいちょっとした家事を「見えない家事」や「名もなき家事」と呼びます。

家庭内での役割分担を見直すため、「見えない家事・名もなき家事チェックリスト」を作成しました。ぜひご家庭でご活用ください。

このチェックリストは、市のホームページからダウンロード可能です。

家族でやってみよう！

見えない家事・名もなき家事チェックリスト

家事というと「料理」「掃除」「洗濯」のようなものを思い浮かべる方が多いでしょう。それ以外の名前も付かないほど細かいちょっとした家事を「見えない家事」や「名もなき家事」と呼びます。

現代の日本では、家事や育児、介護などの役割が女性に偏ってしまいがちです。

家庭での役割の分担をチェックしてみましょう！

伊達市では、『第2次伊達市男女共同参画プラン』を定め、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行っています。

家庭のこともみんなで参画していきたいと思います。

料 理	掃 除
■ 夫 担 ☐ 献立を考える ☐ 調味料や油の補充 ☐ 食材の買い物 ☐ 食前、食後にテーブルを拭く ☐ 食器の片づけ ☐ シンクの排水溝の処理 ☐ 食器洗い洗剤の詰め替え ☐ まな板の除菌と漂白 ☐ 布巾の除菌と漂白 ☐ 冷蔵庫の中の整理	■ 夫 担 ☐ 掃除機にたまったゴミを捨てる ☐ リモコンや文具など置きっぱなしのものを片づける ☐ ゴミを集め分別する ☐ 新しいゴミ袋のセット ☐ 風呂の排水溝に詰まった髪の毛の掃除 ☐ 掃除用洗剤の補充・交換 ☐ 風呂掃除用スポンジや雑巾などの交換 ☐ トイレの消臭剤の交換 ☐ 段ボールをつぶして捨てる
洗 濯	その他
■ 夫 担 ☐ 洗剤、柔軟剤の補充・交換 ☐ 洗濯槽の掃除 ☐ 洗濯機のフィルターの清掃 ☐ 家族の機種の洗濯、取り換え ☐ タオルの交換 ☐ クリーニングに出す ☐ アイロンをかける ☐ 洗濯物の裏返しチェック、仕分け ☐ 取れがけのボタンを付け直す ☐ 家族の衣服を分けて仕舞う	■ 夫 担 ☐ 郵便物のチェック ☐ 使い切ったティッシュの交換 ☐ トイレペーパーの補充・交換 ☐ カーテンの開け閉め ☐ 加湿器に水を入れる ☐ 観葉植物の世話 ☐ 暖房用の灯油の購入 ☐ 日用品の購入

今回紹介したのは見えない家事・名もなき家事の一部ですが、家族が多い家庭や、ペットを飼っている家庭、その家庭によって様々な見えない家事・名もなき家事があります。

性別にかかわらず、みんなが活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、家庭のことも家族みんなが関わっていかねばなりません。

家族の1人だけに負担が偏らないように、みんなで協力し合って生活していきましょう！

伊達市未来政策部協働まちづくり課

施策の方向3 多様な価値を尊重する社会の実現

男女共同参画の視点からも性別、国籍、民族などを問わず多様な文化を認め合い、相互に理解し合うことができるように、多文化交流の推進を図ります。近年、性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々についての社会的認識が進みつつあります。

全ての市民がその背景にかかわらず等しく尊重され、受容される社会が実現されるよう、多様な文化や価値観に対する理解を促進していきます。

基本的な施策（１）女性の地位向上のための国際的情報収集と提供

具体的な事業	内容	担当
① 国際的な情報収集と広報	男女共同参画に関する国際的な情報やデータなどを収集し広報します。	協働まちづくり課

基本的な施策（２）国際理解・多文化共生の推進

具体的な事業	内容	担当
① 異文化理解の促進	国際交流員による英語体験や英語講座等を実施し、市民が外国人や英語に触れ合う機会を提供します。	協働まちづくり課
	学校教育の場において、ALTによる授業等を通し、児童・生徒の異文化理解を深めます。	学校教育課
	異文化理解に関するイベント等を通じて、市民と外国人との交流の場をつくります。	協働まちづくり課
② 外国人住民への生活支援	多言語での生活情報の発信や、外国人住民向けの日本語教室の開催、相談対応・支援等を行い、外国人住民の生活支援に取り組めます。	協働まちづくり課

英語が溶け込むまちづくり事業



令和4年8月26日開催「トリビアナイト」

市では、令和4年度現在、アメリカ出身の国際交流員を2名配置しており、市民と外国人との交流イベントや英語講座、外国人向けの日本語講座など、様々な事業を実施しています。

その他、市内の幼稚園、保育園、認定こども園、屋内こども遊び場での英語体験や月舘学園での英語活動など、子どもを対象とした英語に触れあう事業も行っています。

第2章 プランの内容

基本的な施策（3）多様な性を尊重する意識の醸成

具体的な事業	内容	担当
① 多様な性に対する理解の促進	性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている人々の人権が尊重されるよう、理解の促進や啓発を行います。	協働まちづくり課 社会福祉課
	学校教育の場において、多様な性を尊重する教育を進めます。	学校教育課
② 多様な性に配慮した保育教育の実施	性自認や性的指向などを理由として差別や排除がされないよう、性の多様性に配慮した保育や教育を実施します。	こども未来課 学校教育課
③ 多様な性を尊重する行政サービスの実施	各種申請書等の性別欄の見直しや、市職員の言葉遣いなど、多様な性を尊重した行政サービスの提供に努めます。	全庁

性的指向・性自認（性同一性）

性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。

なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。

（出典：「(国) 第5次男女共同参画基本計画 用語解説」）

基本目標Ⅱ 意思決定過程における男女共同参画の拡大

性別にかかわらず全ての人が社会のあらゆる領域における政策・方針決定の場に共同参画できる社会づくり



現状と課題

全ての人々が喜びも責任も分かち合う社会を実現するためには、男女がともに対等な構成員として、社会のあらゆる分野に参画できることが基本となります。国においては、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目標を掲げています。女性の力をもっと引き出し、活躍の場を提供することが、活力ある社会を維持するための重要な課題となっています。しかしながら、女性の社会進出は進んでいるものの、政策・方針決定の場への参画はまだ十分とは言えません。

令和3年度市民アンケートの結果からも、女性の職域拡大や企画立案の場への参画促進、管理職への登用などを推進することが必要とされていることがわかりましたが、本市の政治や行政の場では令和4年4月1日現在、市議会議員の女性の割合が9.0%、市の課長級以上の管理職の女性の割合が18.5%、市の審議会等の女性委員の割合が24.3%と、女性の割合がまだまだ少ない現状です。

そのほか、令和4年4月1日現在において、女性の自治会長等の割合は2.6%、市立学校等における女性のPTA会長の割合は12.5%と、いずれも男性に偏っており、現状、地域において女性がリーダーシップを発揮しているケースは稀といえます。

また、東日本大震災の教訓を踏まえると、防災分野における活動についても男女共同参画の視点で進められる必要があります。

これらのことから、あらゆる分野において積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）を推進していくことが重要であるということがわかります。本市のこれからのまちづくりのためには、今まで埋もれていた女性の力をいかに引き出していくかという大きな課題への取組が必要とされています。

<令和3年度市民アンケートより>

職場における状況について、「男女とも平等になっている」と回答した人は31.4%でした。

また、「今後、男性が女性とともに家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参加していくため、どのようなことが必要だと思いますか」の質問に対しては、「男女ともに取得しやすい育児・介護制度を普及すること」と回答した人が44.1%と、最も高くなっています。

積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）

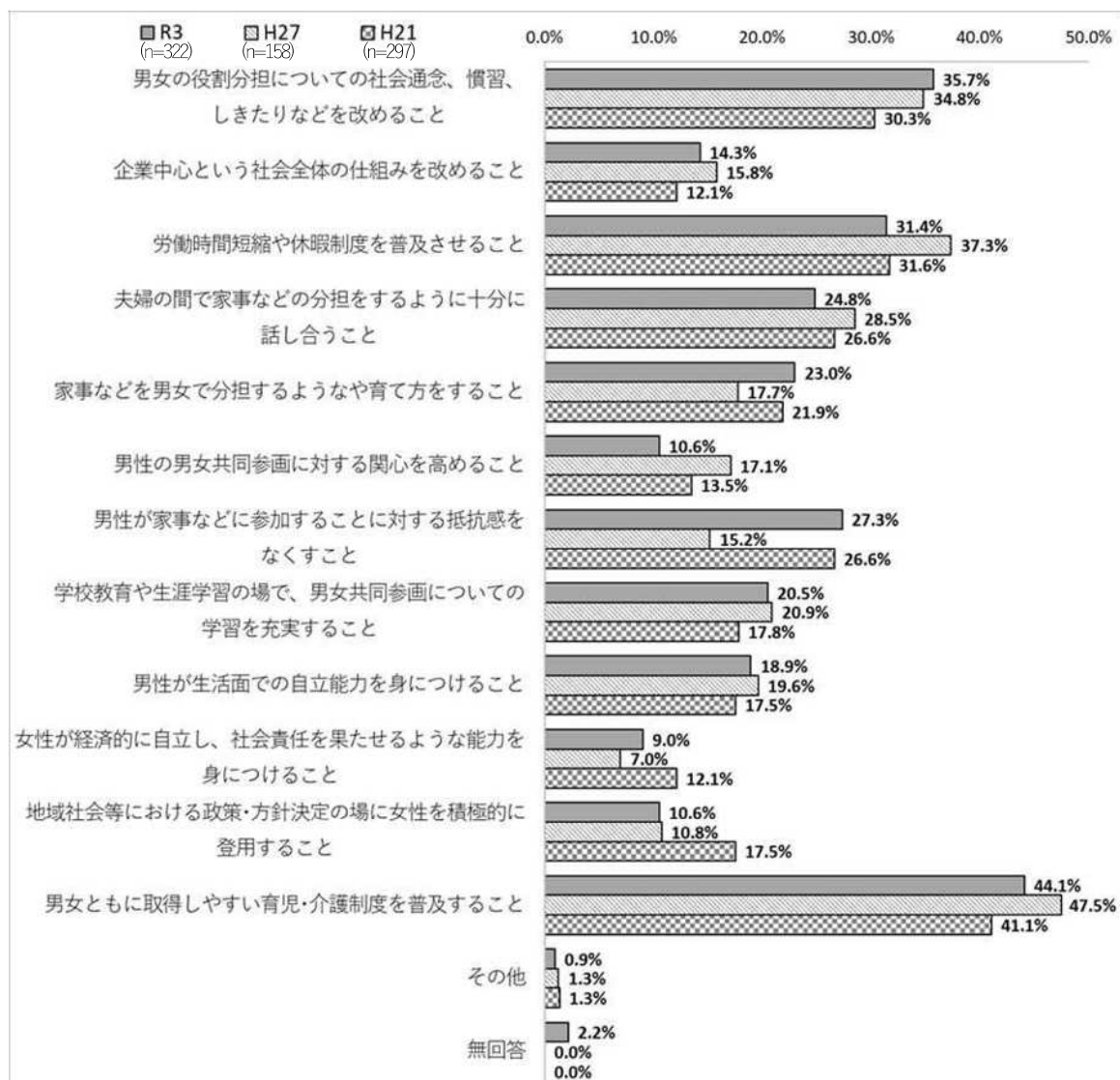
様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置の実施は国の責務として規定され、また、地方公共団体においても地域の特性に応じ、国に準じた施策を実施する責務があるとされている。

（出典：「「ふくしま男女共同参画プラン（令和3年12月）用語集」」）

第2章 プランの内容

- 今後、男性が女性とともに家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか



第2章 プランの内容

●市における審議会等の女性委員の割合

令和4年4月1日現在

	附属機関・委員会の数			附属機関・委員会の委員数		
	総数	うち女性委員のいる審議会等数	割合(%)	委員総数(人)	うち女性委員の数(人)	割合(%)
伊達市	33	29	87.9%	453	110	24.3

※広域圏で設置している審議会、委員会等を除く。

●市における女性管理職の状況

令和4年4月1日現在

	管理職の在職状況		
	管理職総数(人)	うち女性管理職数(人)	女性割合(%)
伊達市	65	12	18.5

※40歳以上の職員（管理職以外も含む全体）のうち、女性の割合はR4.4.1時点で25.9%

●市議会における女性議員の状況

令和4年4月1日現在

	議員総数(人)	うち女性議員数(人)	女性議員の割合(%)
伊達市	22	2	9.0

●町内会長等に占める女性の割合

令和4年4月1日現在

	総数(人)	うち女性の数(人)	女性割合(%)
伊達市	421	11	2.6

●PTA 会長に占める女性の割合（市立）

令和4年4月1日現在

	学校等	総数(人)	うち女性の数(人)	女性割合(%)
	幼稚園 (こども園・保育園)	6	2	33.3
伊達市	小学校	13	1	7.7
	中学校	5	0	0.0
	合計	24	3	12.5

施策の方向1 行政における政策・方針決定過程への女性の参画促進

男女共同参画社会の形成には、あらゆる立場の人たちが社会の対等な構成員として政策や方針決定の場に参画し、個性と能力を十分に発揮して、ともに責任を担っていくことが重要です。その実現のためには、行政が率先して取組を進めることが大切です。

具体的には、市の附属機関などにおける女性委員の登用率向上を目指すとともに、引き続き、性別の区別なく職員の能力伸長を図り、人材育成や管理職登用をしていきます。

基本的な施策（1）市の附属機関などにおける女性の参画拡大

具体的な事業	内容	担当
① 女性委員の登用促進	審議会等における委員選任時の事務取扱を定めるとともに、女性委員の割合について定期的に状況把握に努め、全庁に向けて女性の積極的登用を呼びかけます。	協働まちづくり課
	各課等において、審議会、委員会などの委員を選考する際には、積極的に女性の登用を進めます。	全庁
	幅広い分野から女性参画を進めるため推薦団体との調整や公募などにより女性参画を進めます。	全庁

基本的な施策（2）行政の女性職員の採用と登用、人材育成と活用

具体的な事業	内容	担当
① 市職員の採用と能力活用	市職員の採用にあたっては、引き続き、性別の区別なく点数順に判定します。また、全ての職場で、職員の能力が発揮できるようにします。	人事課
② 市職員の能力開発・登用推進	市職員の各種研修機会の充実を図り、職員の計画的な能力開発とキャリア形成に努めます。また、育児休業等の休職中の職員にも、復職後に研修機会を付与します。	人事課
	管理職登用にあたっては、引き続き性別の区別なく登用します。	人事課

基本的な施策（3）市政への女性の意見や提言の反映と促進

具体的な事業		内容	担当
①	市政への女性の意見の反映	市政懇談会や市長への手紙等を通して、女性の意見を市政に反映させるよう広報広聴活動を進めます。	秘書広報課
②	市政への参画意識の促進	広報やイベントなどを通して、市民の市政への関心を高め、広く参画を呼びかけます。	全庁

施策の方向2 地域・職場・防災組織等における方針決定過程への女性の参画促進

多様な価値観に立って組織運営を行い、社会全体を活性化させていくためには、多様な視点や意見をしっかりと反映させることが重要です。そのためにも性別や立場にかかわらず、様々な分野における男女共同参画が促進されるよう、企業や地域の各種団体等に対し積極的に啓発を行います。

また、東日本大震災の経験から、家事・育児・介護等の家庭の役割が性別による固定的な役割分担意識により、被災時には避難者の支援の負担が特に女性に集中することや、避難所生活において男女のニーズの違いがみられること等が明らかとなりました。このような緊急時においても、多様な背景を持つ人々の視点や意見がしっかりと反映されるよう、男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の確立を目指します。

基本的な施策（1）企業・団体・自営業（農業など）における女性の参画促進

具体的な事業		内容	担当
①	企業・団体・自営業者（農業など）への啓発	企業・団体・自営業者（農業など）に対し、男女共同参画の視点での活動の見直しや実践を啓発し、取組を推進します。	商工観光課 農政課
②	経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供	各関係団体等との連携のもと、農業をはじめ、自営業に携わる女性の能力や技術の向上を図る情報提供や研修会の参加を呼びかけます。	農政課 商工観光課
③	農業における女性の参画促進	経営方針や就業条件、家事分担等の就業環境を取り決める「家族経営協定」の締結を促進し、農業における女性の参画促進と地位向上を図ります。	農政課
		農業委員会や農業関係団体へ農業に従事する女性の参画を進めるように働きかけます。	農政課 農業委員会事務局

第2章 プランの内容

基本的な施策（２）地域活動における女性参画の促進と啓発

具体的な事業	内容	担当
① 地域における女性の参画の推進	あらゆる分野における地域活動の意思決定の場への女性の参画を進めます。	全庁
	町内会、地域自治組織等の地域活動を行う団体に対し、女性の参画を進めるよう働きかけます。	協働まちづくり課 各総合支所
② 市民活動の支援	市民活動支援センターを拠点とし、各種市民活動を支援します。	協働まちづくり課

基本的な施策（３）防災・災害復興への男女共同参画の推進

具体的な事業	内容	担当
① 男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害復興対策の推進	地域における自主防災組織等の育成を通じて地域防災力の向上を図るとともに、それらの活動において男女共同参画を推進します。	防災危機管理課
	男女共同参画の視点からの災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供して、性別や年齢、国籍等にかかわらず、住民が自主的に考える学習機会を提供します。	防災危機管理課
	福島県男女共生センター等が実施する、復興・防災等における男女共同参画を推進する事業について、広報・啓発を行います。	協働まちづくり課
② 防災における女性の参画の推進	防災計画や災害対応時等において、女性や多様な背景を持つ人々の視点が十分に反映されるよう、施策・方針決定への女性の参画を推進します。	防災危機管理課
③ 男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営	災害時の避難所運営にあたり、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した運営に努めます。	防災危機管理課

家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決めるもの。

（出典：「ふくしま男女共同参画プラン（令和3年12月）用語集」）

施策の方向3 あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

女性活躍推進法 市町村推進計画

女性が社会のあらゆる分野における方針の立案・決定過程に参画するには、女性自身が意識と能力を高め、主体的に活躍できるような力を身につけなければなりません。

そのために、女性自身の意識啓発や企業・事業所等へ女性活躍の重要性を周知する等により、女性の人材育成を支援します。また、経営者や管理職等の男女共同参画への理解の促進や意識の改革を図ります。

基本的な施策（1）女性の人材育成のための広報・学習

具体的な事業	内容	担当
① 女性の人材育成の促進	女性団体等に対し、研修会などの情報提供や能力開発に関する研修会への参加等を支援します。	協働まちづくり課
	広報紙やパンフレット等で女性の権利に関する法律や制度について啓発します。	協働まちづくり課
	市民活動支援センターを通じ、女性団体等の市民活動を支援します。	協働まちづくり課

基本的な施策（2）女性の職業意識と能力向上の支援

具体的な事業	内容	担当
① 女性の研修会参加支援	事業所に対し、広報紙や市のホームページ、パンフレット等を通じて、女性の活躍の重要性を周知します。	商工観光課
	職業能力を高めるため、技術習得や資格取得につながる講座等の学習機会の情報を提供します。	商工観光課



第2章 プランの内容

基本的な施策（3）男女共同参画への理解の促進

具体的な事業		内容	担当
①	経営者や管理職等の理解の促進	経営者や管理職等向けの男女共同参画に関する理解を深めるための講座やセミナー等への参加を促進します。	商工観光課
②	性別役割分担意識の見直し（再掲）	性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みによる慣行について、市の広報紙やホームページ、SNS等を活用し、広く、その見直しを呼びかけます。	協働まちづくり課
③	男性を対象とした意識改革の啓発	福島県男女共生センター等が実施する、男性を対象とした、男女共同参画に関する事業への参加を促進し、男性の意識改革を図ります。	協働まちづくり課

福島県男女共生センター

福島県男女共生センター（愛称：女と男の未来館）は、男女共同参画社会の実現のための活動拠点として、2001年（平成13年）に福島県が二本松市に設置した施設です。

ワーク・ライフ・バランスや女性活躍等をテーマとした講演会やシンポジウム、DV防止や被害者支援などの内容の各種研修、どなたでもご相談いただける相談事業（主に電話相談）を行っています。

施設内には、女性の社会進出や男性の働き方、性・セクシュアリティに関する図書を重点的に集めた「図書室」（県内図書館同様に無料貸出）、研修以外の一般の方も安価で宿泊できる「宿泊室」、介護ロボットなどの福祉用具を展示している「福祉機器展示室」などを備えています。

学校や市民グループなどの出前事業も実施しています。

ぜひ各種事業へのご参加や、施設をご利用ください。

●開館時間：午前9時～午後9時（休館日前日 午前9時～午後5時）

●休 館 日：月曜日（この日が祝日の場合はその翌日）

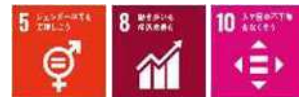
年末年始（12月29日～1月3日）

※各種お知らせはホームページをご覧ください



基本目標Ⅲ 男女がともに仕事と生活の調和を実現できる環境づくり

男女がともに家庭・職場・地域におけるさまざまな活動を自らの選択により実現できるような社会と環境づくり



現状と課題

ライフスタイルや価値観の多様化により、仕事だけでなく家庭や趣味、地域活動などの私生活も大事にしたいという考え方を持つ人が増えてきました。しかしながら、仕事と家事・子育て・介護との両立の困難さや不安定な雇用形態等により、多くの人が仕事と生活のバランスをとることが難しい状況にあります。特に、「育児や介護は女性の仕事」などの性別による固定的な役割分担意識が根強く、仕事を続ける意思がありながら、出産・育児・介護の責任を大きく背負わされ、女性が仕事を続けられないというケースが少なくありません。反面、少子高齢化の進展により、人口減少、地域経済の規模縮小、後継者不足といった様々な課題が懸念される中、女性の活躍に一層の期待が寄せられています。

令和3年度市民アンケートの結果からも、仕事と生活について、考え方（理想）と現実にギャップが生じている人が多いことがわかりましたが、仕事と生活の調和を実現するためには、働くための制度を充実させ柔軟な労働環境を整備するとともに、男性に対して家事、子育て、介護等への積極的な参加を促すための取組が必要であるといえます。

<令和3年度市民アンケートより>

「仕事と生活について、あなたの考え方（理想）と現実（現状）に最も近いものはどれですか」という質問に対し、考え方（理想）では、「「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をすべてバランスよく行う」が36.4%と最も高いのに対し、現実（現状）では3.5%と、考え方と現実に差が生じていることがわかりました。

また、「女性が働き続けるために必要なことは何だと思われますか」という質問では、「家庭内での家事や子育ての協力体制」が35.9%と最も高く、次いで「保育施設の充実や保育時間の延長」が35.3%、「育児休業制度や介護休暇制度などの導入促進」が23.8%となりました。

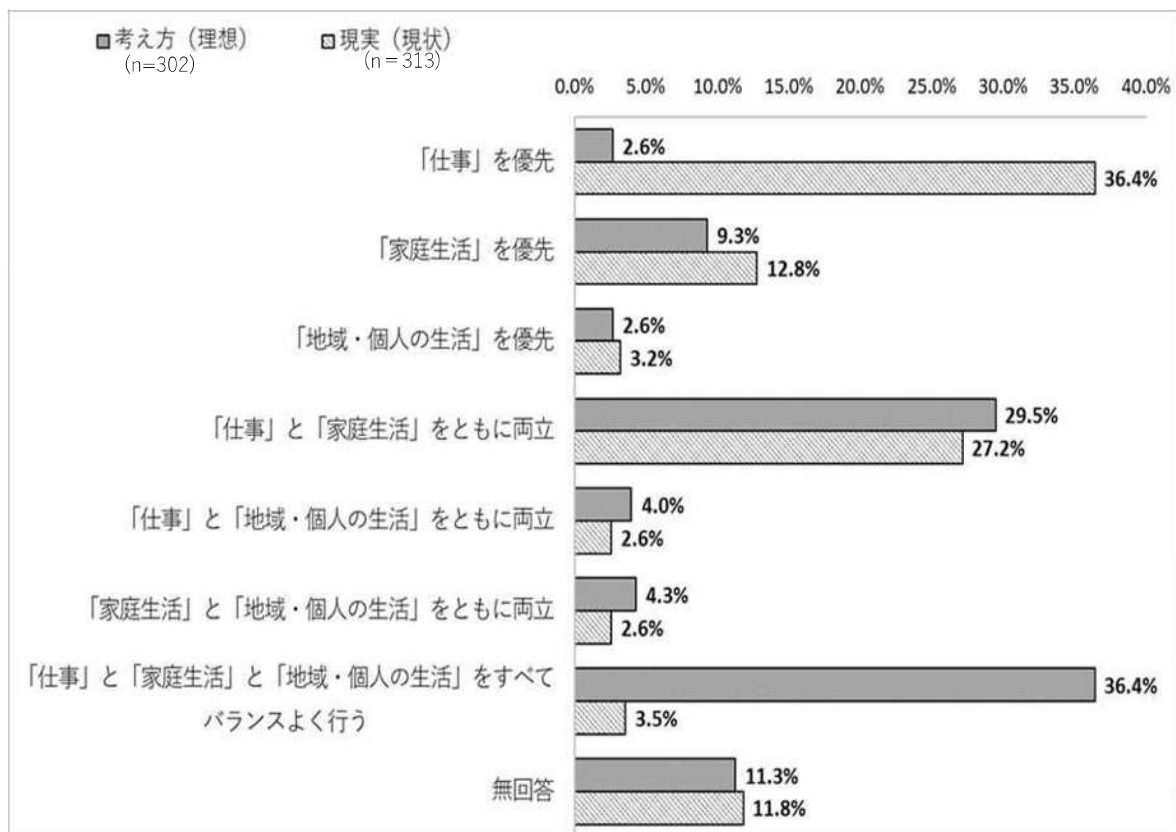
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成すること。

（出典：「ふくしま男女共同参画プラン（令和3年12月）用語集」）

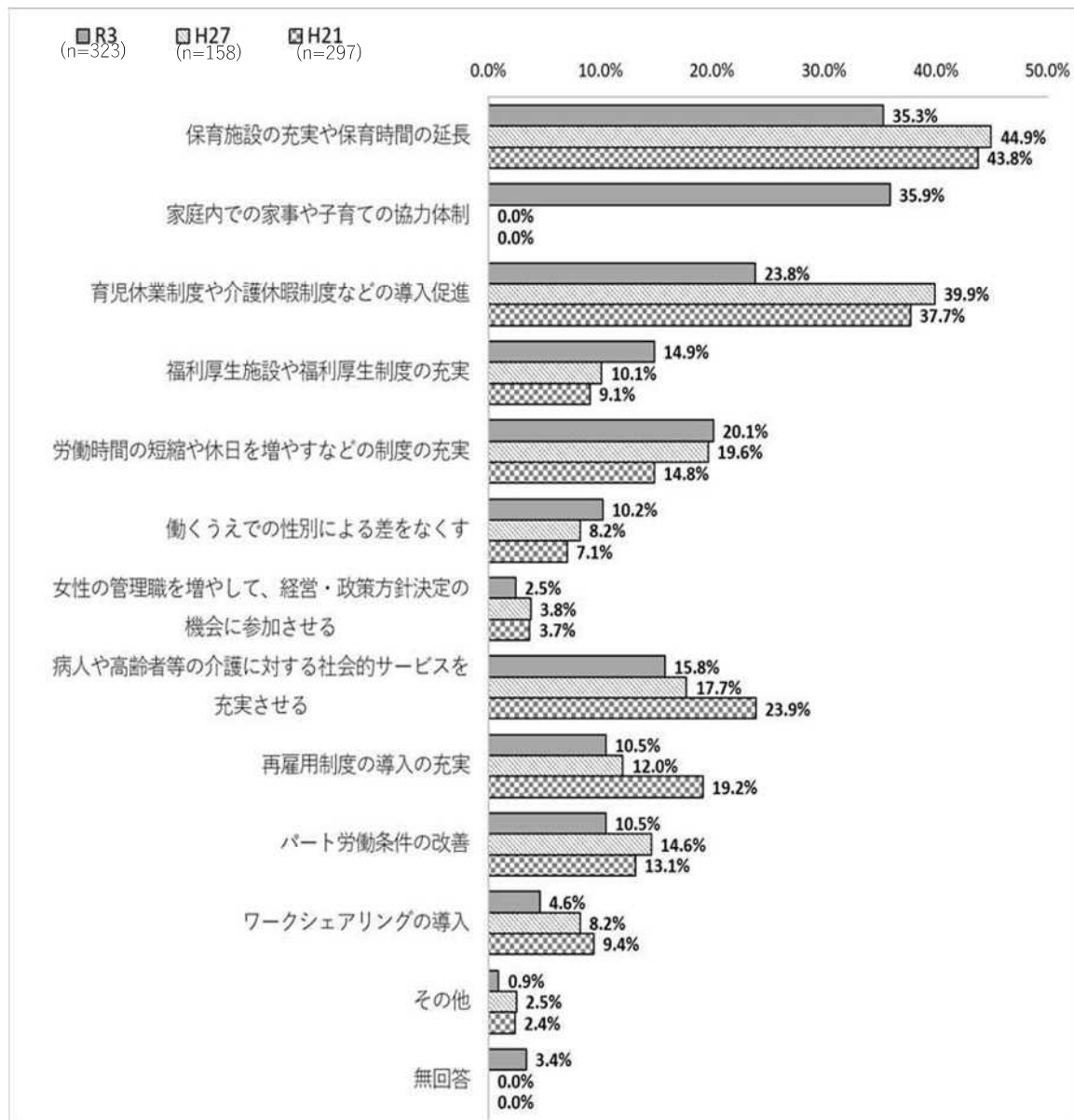
第2章 プランの内容

●仕事と生活について、あなたの考え方（理想）と現実（現状）に最も近いものはどれですか



第2章 プランの内容

●女性が働きつづけるために必要なことは何だと思いますか



施策の方向1 安心して働き続けることのできる職場環境づくり

女性活躍推進法 市町村推進計画

人々の意識や価値観の変化に伴い、仕事と生活に対する考え方も多様化してきています。全ての人々が仕事と生活の調和がとれた豊かな人生を送るためには、様々な立場の人たちが協力し、そしてともに安心して働き続けられる環境を整備することが必要です。

そのために、企業・事業所等に対して関係法令の遵守を求め、雇用の場における男女共同参画の実現を目指します。また、テレワーク等の多様な働き方を推進するとともに、育児・介護休業法制度の普及と利用促進を図ります。

基本的な施策（１）働く場での男女共同参画

具体的な事業	内容	担当
① 職場の男女共同参画の促進	広報紙や市のホームページ、パンフレット等で男女雇用機会均等法、労働関係法令の周知を図ります。	商工観光課
	事業所等に対して男女雇用機会均等法などの法令を遵守するよう求めます。	商工観光課
	事業所等に向けて女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を働きかけます。	商工観光課

基本的な施策（２）仕事と家庭のバランスの良い働き方の重要性の啓発

具体的な事業	内容	担当
① ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて働き方を見直すための啓発活動の実施や、男女がともに家庭での役割を担うための大切さを周知します。	協働まちづくり課 商工観光課
	ワーク・ライフ・バランスの意識を高めるため、各企業の経営者や人事労務担当者を対象としたセミナー等への参加促進や、関係法令等についての情報提供を行います。	商工観光課

テレワーク

情報通信技術（ＩＣＴ＝Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。在宅勤務もテレワークのひとつの勤務形態である。

（出典：「ふくしま男女共同参画プラン（令和3年12月）用語集」）

基本的な施策（3）多様な働き方ができる環境づくりの推進

具体的な事業	内容	担当
① 育児、介護休業制度の利用促進	育児、介護休業制度などについて広報紙や市ホームページ、SNS等で周知を図ります。	協働まちづくり課 商工観光課
	事業所に対し、男性が育児、介護休業制度を利用しやすい環境整備を行うよう求めます。	商工観光課
	市職員において、性別にかかわらず育児・介護のための制度を積極的に活用できるように、制度の利用促進を図ります。	人事課
② 多様な働き方の推進	事業所等におけるテレワーク等の多様で柔軟な働き方を推進します。	商工観光課
	多様な働き方を推進する取組を市のホームページ等で情報提供します。	商工観光課 協働まちづくり課

施策の方向2 仕事と家庭生活を両立するための支援

女性活躍推進法 市町村推進計画

子育てや介護については、女性に負担が多くかかる傾向があります。仕事と家庭生活の両立を実現するためには、仕事と子育てまたは介護との二者択一構造を解消する必要があります。

そのために、待機児童の解消や多様な保育ニーズへの対応に取り組み、働く女性を支援するとともに、高齢者及び障がい者に対するサービスの充実等を推進し、社会全体で支える介護を目指します。さらに、男性に対しては、これまでの働き方を見直し、家事や育児・介護への参加を促進する取組を進めます。

基本的な施策（1）育児・介護など家庭生活への男性の参画の啓発・支援

具体的な事業	内容	担当
① 男性の家庭生活への参画に関する広報・啓発	男性の家事、育児、介護への参画の重要性や体験談などについて、広報紙や市のホームページ、SNS等で紹介します。	協働まちづくり課
	男性向けの家庭生活に参画するための学びの場の開催や情報提供を進めます。	協働まちづくり課
	子育てに関わる行事やイベント等について、男性の積極的な参加を呼びかけます。	こども未来課 ネウボラ推進課 健康推進課

基本的な施策（２）子育て支援の充実

具体的な事業	内容	担当
① 子育て支援の充実	妊娠から出産、就学までを切れ目なく支援するため、伊達市子育て世代包括支援センター「にこにこ」（伊達市版ネウボラ）において、相談支援や情報提供等、総合的に各種事業を行い、全てのこどもが健やかに成長できるよう取り組みます。	ネウボラ推進課
	延長保育、一時保育を充実させます。妊娠中や出産直後の家庭で育児や家事の援助を行う事業などを充実させます。	こども未来課 ネウボラ推進課

基本的な施策（３）介護サービスと相談体制の充実

具体的な事業	内容	担当
① 介護サービスの充実	介護施設や在宅介護サービスの充実を図ります。	高齢福祉課
	高齢者がさまざまな介護サービスを利用できるよう情報提供します。	高齢福祉課
	高齢者や介護者が気軽に介護サービスの相談ができる体制を整備します。	高齢福祉課
② 障がい者サービスの利用促進	障がい者がさまざまな障がい者サービスを利用できるよう情報提供します。	社会福祉課



基本目標Ⅳ 健康で安心して生活できる環境づくり

全ての市民が生涯を通して健康である環境づくりと、性別や年齢・役職等の社会的な立場の差異を利用した暴力のない環境づくり



現状と課題

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）やドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為、性犯罪などは、重大な人権侵害です。

令和3年度市民アンケートの結果から、暴力を受けた被害者は相談することに抵抗を感じる場合が多いために問題が潜在化していることが推測され、また、支援体制や相談機関等の周知についても、まだまだ不十分であることがわかりました。

暴力の根絶、暴力を許さない環境づくりとあわせ、相談体制の充実と相談機関等の周知に関する取組について、今後一層の努力をしていく必要があります。

生涯にわたって、生き生きと心豊かで充実した人生を送ること、また、健康で快適な生活を送ることは、誰もが望むことです。そのためには、市民が各自の身体の特徴を理解し互いに思いやるとともに、一人ひとりが自らの健康状態を理解し、健康の保持や増進に向けて積極的に取り組む必要があります。また、がんや心疾患等、生活習慣病を予防するための各種健康診断を実施するとともに、各ライフステージにおける健康管理の指導と相談の充実を図り、健康への意識づくりを進めていくことが大切です。

特に、女性は妊娠・出産、女性特有の疾病を経験する可能性があることに留意する必要があり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）は、個人としての尊厳を重んじる「男女共同参画社会の実現」にとって欠かすことのできない視点です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する世帯が増加しています。「生理の貧困」をはじめ、これまで可視化されてこなかった問題が浮き彫りになっており、それぞれの状況に合わせた支援がより一層求められるようになっていきます。

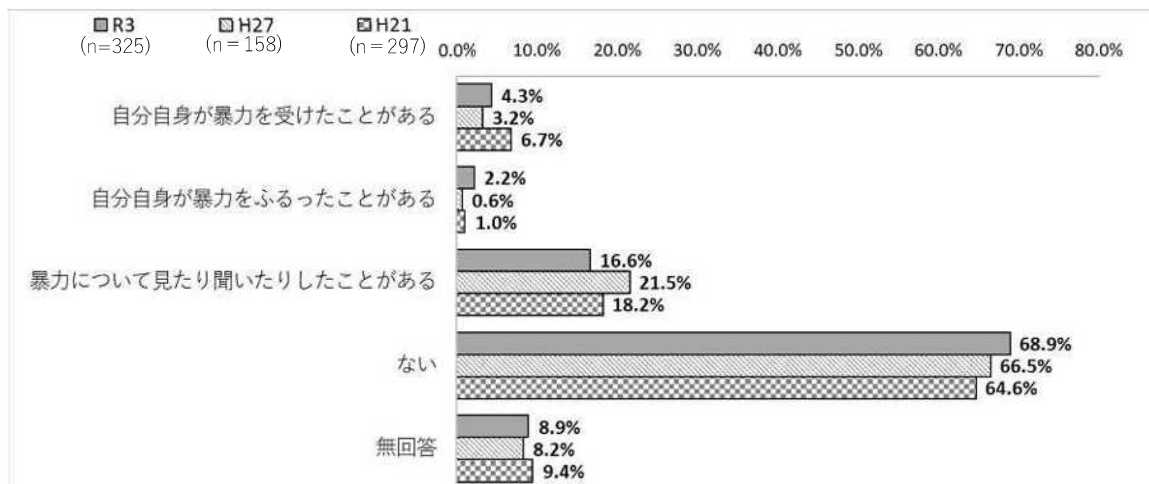
<令和3年度市民アンケートより>

「自分自身が暴力を受けたことがある」と回答した方は、前回調査（平成27年7月実施）は3.2%でしたが、今回は4.3%となりました。また、「DV被害を受けたことについて、誰かに相談したか」という質問に対しては、「家族や親戚に相談した」と回答した人と「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人が35.7%と最も高い結果となりました。

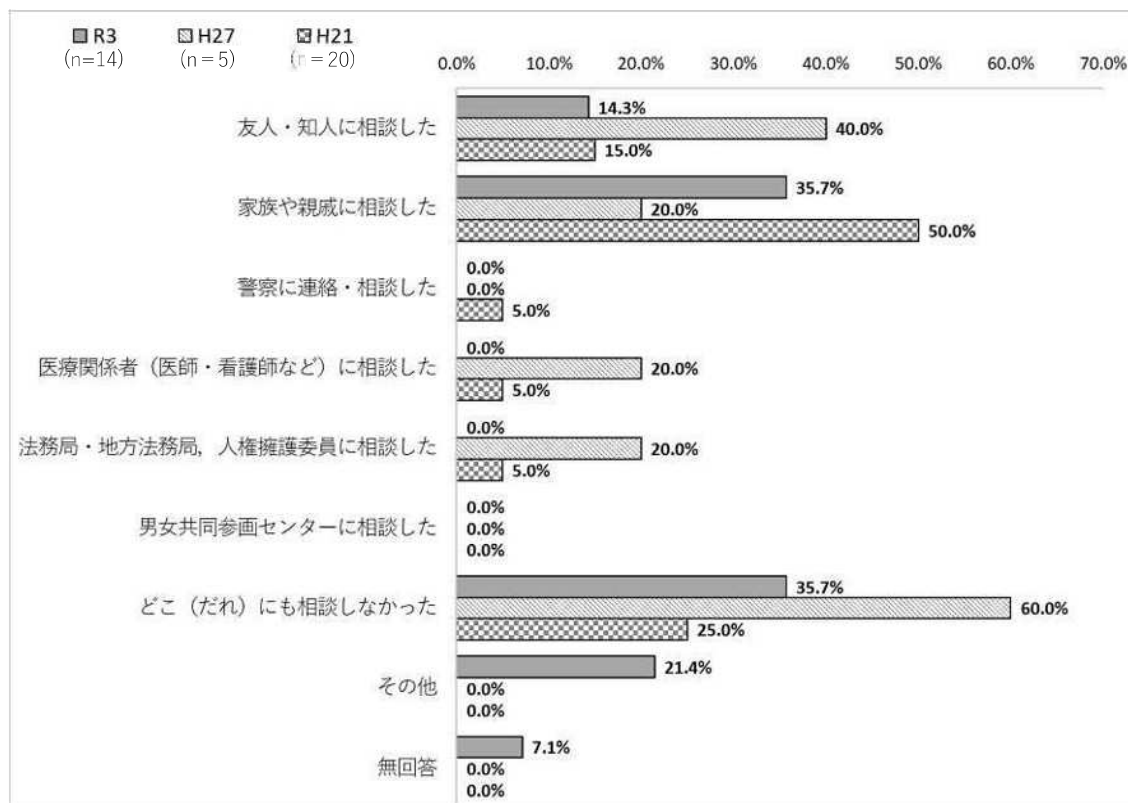
また、「配偶者等からの暴力について相談できる窓口として、どのようなものを知っていますか」という質問に対して、「警察」は71.7%と最も高い一方、「女性のための相談支援センター、男女共生センター」が36.0%、「保健福祉事務所、女性相談員」が19.7%と5割以下という結果となりました。

第2章 プランの内容

●あなたの身近にDVはありますか

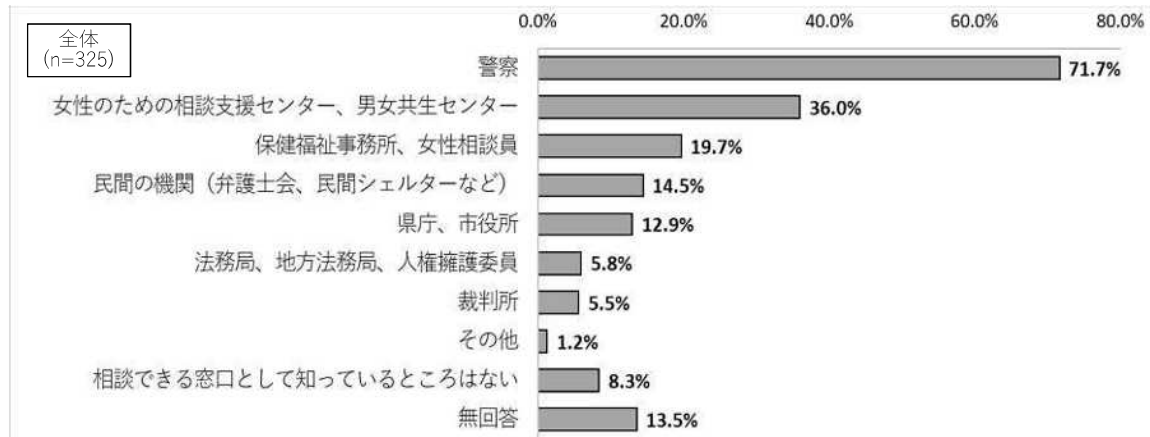


●DV被害を受けたことについて、どこか（だれか）に相談しましたか



第2章 プランの内容

●配偶者等からの暴力について相談できる窓口として、どのようなものを知っていますか



●市における主要死因別死亡者数

（調査期間：令和2年1月1日から令和2年12月31日）

順位	死因	実数（人）
1位	悪性新生物	220
2位	心疾患	124
3位	老衰	104
4位	脳血管疾患	94
5位	肺炎	56
6位	不慮の事故	28
7位	糖尿病	17

出典：「令和2年人口動態統計（確定数）の概況（福島県）」

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題を対象としている。

（出典：「ふくしま男女共同参画プラン（令和3年12月）用語集」）

施策の方向1 あらゆる暴力の根絶

DV 防止法 市町村基本計画

ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）、ストーカー行為、性暴力等は、固定的な役割分担や経済的な格差、社会的な立場の差異等に起因する構造的な問題です。あらゆる暴力を予防し、根絶するために、様々な機会を通して、啓発活動を実施します。

また、暴力を受けた被害者は相談することに抵抗を感じる場合が多く、問題が潜在化する傾向にあるため、相談制度の広報周知に努めるとともに、相談機能の充実を図り、関係機関と連携し、迅速な保護及び支援に取り組みます。

基本的な施策（1）性別や年齢・役職等の社会的な立場の差異を利用した暴力根絶についての広報・啓発

具体的な事業	内容	担当
① 暴力根絶の啓発	性別や年齢・役職等の社会的な立場の差異を利用した暴力（DV、セクハラ、パワハラ、ストーカー行為、虐待等）の根絶を目指し、これらの暴力は、重大な人権侵害であるという認識を高めるための情報提供や啓発を行います。	社会福祉課 商工観光課 ネウボラ推進課
② 若年層の性犯罪・性的被害防止	児童・生徒に対するSNSやインターネットを利用した性犯罪等の被害防止の呼びかけを行います。	学校教育課

基本的な施策（2）相談体制の充実

具体的な事業	内容	担当
① 相談体制の充実	DV、セクハラ、虐待などの被害や悩みについての相談体制を整備します。	社会福祉課 ネウボラ推進課
② 連携体制の整備	DV等の相談に対し、保護と自立支援が円滑に図れるよう、関係機関と連携しながら対処していく体制を整備します。	社会福祉課 ネウボラ推進課
③ 専門相談窓口等の情報提供	DV等の被害者が一人で悩むことなく、適切な支援や助言を受けられるよう、女性のための相談支援センター等の専門相談窓口を周知します。	社会福祉課

セクシュアル・ハラスメント（sexual harassment）

「性的いやがらせ」のこと。相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。

（出典：「ふくしま男女共同参画プラン（令和3年12月）用語集」）

施策の方向2 生涯にわたる健康の支援

全ての人が、自分の健康は自分で守るという自己管理意識を高めるため、健康教室、各種検診、健康相談等を通して病気の予防及び早期発見を推進するとともに、健康的な食生活や運動の習慣を確立し、生涯を通じた健康づくりを支援します。

性と生殖に関する正しい知識の習得や、発達段階に応じた適切な性教育の実施及び充実を図ります。特に女性に対しては、妊娠・出産・更年期など各ライフステージに合った支援を行います。

基本的な施策（１）生涯を通じた健康管理、保持増進のための広報・教育・支援・相談

具体的な事業	内容	担当
① 健康診断の実施	各種健康診断を実施し、健康への意識づくりと実践を図るための教室などを開催します。	国保年金課 健康推進課
	女性特有の乳がん、子宮頸がん、男性特有の前立腺がんの診断の重要性及び女性に多い骨粗鬆症 こつそしょうしょう の予防の重要性について啓発します。	健康推進課
② 指導と相談	ライフステージに合った健康管理の指導と相談の充実を図ります。	国保年金課 健康推進課
③ 健康づくり	心身の健康推進に向けて、市民が運動やスポーツに親しむことができる環境整備を行います。	生涯学習課 健幸都市づくり課
	薬物乱用、喫煙、飲酒による健康被害について正確な情報を提供します。	健康推進課

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力や性的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力なども含まれる。

（出典：ふくしま男女共同参画プラン（令和3年12月）用語集）

不安を感じたら、一人で悩まず相談をしてください。

【相談窓口】

- 「DV相談+」 電話番号：0120-279-889
- 「DV相談ナビ」 電話番号：＃8008（はれれば）
- 「女性のための相談支援センター」 電話番号：024-522-1010
- 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」
電話番号：＃8891（はやくワンストップ）

第2章 プランの内容

基本的な施策（２）妊娠・出産に関する支援

具体的な事業	内容	担当
① 性に関する教育・情報提供	性に関する正しい理解と知識を得るための情報収集と情報提供を行います。	健康推進課
	学校教育の中で、発達段階に応じて性に関する教育を行います。	学校教育課
② 妊娠・出産に関する支援	伊達市子育て世代包括支援センター「にこにこ」（伊達市版ネウボラ）において、妊娠・出産・育児に関する相談・支援を行います。また、避妊・更年期障害など、女性の健康に関する相談や情報提供も行います。	健康推進課 ネウボラ推進課
③ 不妊治療に関する支援	不妊治療に関する情報提供や相談支援を行います。	健康推進課
	不妊治療を受けた家庭の経済的負担の軽減を図る取組を行います。	健康推進課

新規

基本的な施策（３）生活上の困難を抱える男女への支援

具体的な事業	内容	担当
① 生活上の困難を抱える男女への支援	生活困窮者の自立に向けて、一人ひとりの生活課題を踏まえ、専門機関などとの連携により適切な支援を進めます。	社会福祉課
	ひとり親家庭等に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな自立支援を行います。	ネウボラ推進課
	貧困の状況にある子どもへの生活や教育の支援を行います。	ネウボラ推進課
② 生理の貧困に対する支援	市の関係窓口において、支援を必要とする女性に生理用品を提供します。	社会福祉課 健康推進課 ネウボラ推進課
	希望する市内の小中学校に生理用品を配布し、支援を必要とする児童・生徒に提供します。	ネウボラ推進課

第2章 プランの内容

成果指標

基本 目標	項目	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
Ⅰ 人権の尊重及び男女 共同参画社会の 実現に向けての意識 改革	「家庭の中」が男女平等になって いると感じる人の割合	43.2% (令和3年度市民アンケート)	60%以上
	「職場の中」が男女平等になって いると感じる人の割合	31.4% (令和3年度市民アンケート)	50%以上
	「地域社会」が男女平等になって いると感じる人の割合	23.1% (令和3年度市民アンケート)	30%以上
	新 「社会通念・しきたり上」が男女 平等になっていると感じる人の 割合	10.8% (令和3年度市民アンケート)	30%以上
Ⅱ 意思決定過程における男女 共同参画の拡大	市における審議会等の女性委員の 割合	19.9% (令和3年4月1日現在)	30%以上
	市の課長級以上の管理職の女性の 割合	18.8% (令和3年4月1日現在)	30%以上 (令和7年度) 「伊達市特定事業主行動計画」 (令和3年)より抜粋
	女性の自治会長や町内会長の割合	3.3% (令和3年4月1日現在)	10%以上
	新 女性委員がいない審議会等の数	6 審議会等 (令和3年4月1日現在)	0 審議会等
	新 家族経営協定の締結数 (延べ)	81 件 (令和3年度)	100 件
Ⅲ 男女がともに仕事と生活の調和を実現できる環境づくり	保育所等待機児童数	0 人 (令和3年度)	0 人の継続
	新 市の男性職員の育児休業取得率	15.4% (令和3年度)	30%以上 (令和7年度) 「伊達市特定事業主行動計画」 (令和3年)より抜粋
	新 「家事」に夫婦同程度で取り組ん でいる世帯の割合	18.1% (令和3年度市民アンケート) (掃除・洗濯・食事のしたく・ 食事の片づけの項目で「夫婦同 程度」の割合)	30%以上
	新 「育児・教育」に夫婦同程度で 取り組んでいる世帯の割合	31.4% (令和3年度市民アンケート)	40%以上
	新 「「仕事」と「家庭生活」と「地 域・個人の生活」をすべてバラ ンスよく行う」を理想と回答した人 の割合と現実の割合とのギャップ	32.9% (理想－現実) (令和3年度市民アンケート)	20%以下
	新 市が行う企業向けの女性活躍や ワークライフバランスを題材に したセミナーへの参加企業数 (延べ)	4 社 (令和3年度)	30 社
Ⅳ 健康で安心して生活 できる環境づくり	特定健診受診率	49.4% (令和3年度暫定値)	60%以上
	集会所で元気づくり体操を実施 した数	131 箇所 (令和3年度末現在)	200 箇所
	妊婦健康診査	100% (令和3年度)	100%
	新 DV 等についての相談窓口 として「女性のための相談支援セ ンター」や「男女共生センター」 を知っている人の割合	36% (令和3年度市民アンケート)	50%以上

第3章 計画の推進体制

本計画の取組をより実効性のあるものとし、男女共同参画の推進を全市的なものとしていくためには、市民、団体、事業者、行政などの全ての人々や組織が、共通認識のもとに取り組んでいく必要があります。

そのため、各分野にわたる事業の総合的かつ効果的な推進を図るための体制を整備します。

(1) 伊達市男女共同参画審議会

伊達市男女共同参画審議会は、伊達市男女共同参画推進条例第 11 条に基づき設置された市の附属機関です。見識を有する者及び公募に応じた市民で構成され、男女共同参画プランに関する事項を処理すること、また、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議することのほか、男女共同参画の推進に関し、市長に意見を述べることをその役割としています。

伊達市男女共同参画審議会の様子



(2) 伊達市男女共同参画推進庁内委員会

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、あらゆる分野にわたる全庁的な取組であることから、各部等から選出された委員で構成する「伊達市男女共同参画推進庁内委員会」により関係部局間の連携を図り、男女共同参画の視点に立った施策を推進します。

(3) 市民との連携

男女共同参画に関する市民アンケートを定期的を実施し、市民の意識と実態の把握に努め、結果を公表します。

また、市民の意見を反映させるため、計画の策定や改定等の際は、パブリック・コメント（市民意見公募）を実施します。

(4) 国・県等関係機関との連携

計画の推進にあたっては、国・県との連携強化に努めるとともに、他の自治体との交流や情報交換などにより、効果的な施策の推進を図ります。

男女共同参画に関する庁内委員・職員の研修の様子



第4章 資料編

●女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979（昭和54）年12月 第34回国連総会 採択
1981（昭和56）年9月 発効
日本 1980（昭和55）年署名、1985（昭和60）年批准

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の

自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

第4章 資料編

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に係るある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

第4章 資料編

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利

- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択

第4章 資料編

の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗（ちよく）状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員会は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏

名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催す

第4章 資料編

る。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

〔省略〕

●男女共同参画社会基本法

発令 平成 11 年 6 月 23 日号外法律第 78 号
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日号外法律第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間

の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女

第4章 資料編

共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域におけ

る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要

第4章 資料編

があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二

十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔略〕

- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- 一～十 〔略〕

- 十一 男女共同参画審議会

- 十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

●伊達市男女共同参画推進条例

(平成28年伊達市条例第4号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 基本計画(第10条)

第3章 伊達市男女共同参画審議会(第11条—第14条)

第4章 雑則(第15条)

附則

人は、全て平等な存在であり、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としてその人権を尊重されなければならない。これは、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等として定められており、これまで様々な形でその実現に向けた取組が行われてきた。

伊達市の状況に目を向けてみると、男女共同参画の理念が徐々に浸透してきているが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、家事、子育て、介護等の多くが女性の負担となっている。また、様々な分野において女性の参画が遅れている現状がみられる。少子高齢化の進展により、人口減少、地域経済の規模縮小、後継者不足といった様々な困難に直面している今、全ての人々が性別にとらわれることなく、多様な生き方を認め合い、その個性と能力を発揮して自分らしく生きられる社会を実現することは、伊達市にとってますます重要な課題となっている。

このような認識の下、これからの伊達市が、市民一人ひとりが輝く活力と希望にあふれるまちとなるよう、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して男女共同参画社会の実現に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、基本計画について定めることにより男女共同参画の総合的かつ計画的な取組を推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (3) 事業者 営利、非営利を問わず、市内で事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内

において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女が、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的扱いを受けることなく、一人ひとりの能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行が、男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定の全過程に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互協力と社会支援の下に、家事、子育て、介護等と地域、職場、学校その他の活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の健康について自らの意思が尊重されるとともに、生涯にわたる心身の健康が守られること。
- (6) 男女共同参画が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条各号に定める基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施にあたっては、男女間で参画の機会に格差が生じていると認められる分野及び活動において積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画を推進するにあたっては、市民、事業者及び教育関係者と協働し、また、国、県及び他の地方公共団体と連携するものとする。
- 4 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他必要な措置を講じるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

- 2 市民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行の改善に努めるものとする。
- 3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、男女共同参画についての理解を深め、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

第4章 資料編

とする。

2 事業者は、男女がその事業活動へ対等に参画する機会を確保するとともに、仕事と生活の調和を図ることができる環境づくりに努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育関係者の責務）

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念にのっとり、その教育活動を行うよう努めるものとする。

（性別による権利侵害等の禁止）

第8条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

（1） 直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的な行為

（2） セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）

（3） ドメスティック・バイオレンス（配偶者、恋人等の身近な者から受ける身体的、性的、精神的、経済的又は社会的な暴力をいう。）

（公衆に表示する情報についての留意）

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、次に掲げる表現を行わないように努めなければならない。

（1） 性別による固定的な役割分担意識を助長させる表現

（2） 男女間における暴力的行為等を助長させる表現

（3） その他男女共同参画の推進を妨げる表現

第2章 基本計画

（基本計画）

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策

（2） 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定にあたっては、広く市民の意見を取り入れることと併せて伊達市男女共同参画審議会の意見を十分反映させなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを広く市民に公表するとともに、毎年、実施状況報告書を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更についてこれを準用する。

第3章 伊達市男女共同参画審議会

（設置）

第11条 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することについて必要な事項を審議するため、伊達市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第12条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

（1） 基本計画に関する事項を処理すること。

（2） 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第13条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は委員の総数の10分の4未満としないものとする。

2 委員は、見識を有する者及び公募に応じた市民のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第14条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

第4章 雑則

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている伊達市男女共同参画プランは、第10条の規定により策定された基本計画とみなす。

●伊達市男女共同参画審議会規則

(平成28年伊達市規則第16号)

改正 令和2年4月1日規則第23号
令和3年3月30日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊達市男女共同参画推進条例(平成28年伊達市条例第4号)第15条の規定に基づき、伊達市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の審議は、公開とする。ただし、個人の人權の侵害に関する事項に係る審議は、非公開とする。

(意見等の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報酬及び旅費)

第5条 委員の報酬及び旅費は、伊達市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年伊達市条例第33号)の規定により支給する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、未来政策部協働まちづくり課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日規則第10号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

発令 : 平成13年4月13日法律第31号

最終改正: 令和4年6月17日号外法律第68号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三條—第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九條・第三十條)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人權の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人權侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人權の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事

第4章 資料編

実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。
(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞な

く、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第4章 資料編

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和三十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十

二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠として住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

第4章 資料編

- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
 - 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
 - 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
（管轄裁判所）
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると

第4章 資料編

認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相

手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令

第4章 資料編

の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその

職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する

第4章 資料編

婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後

第4章 資料編

の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一一日法律第一一三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号

抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第五二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則〔中略〕第三十八条の規定 公布の日

二～四 〔略〕

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条

第4章 資料編

の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号
抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日
 - 二 〔略〕

●女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律

発令 平成 27 年 9 月 4 日号外法律第 64 号

最終改正：令和 4 年 6 月 17 日号外法律第 68 号

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
- 第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育

第4章 資料編

児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画策定指針」という。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍

第4章 資料編

の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等

に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

第4章 資料編

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者

の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるた

第4章 資料編

めの措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進

するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を

第4章 資料編

活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところに

より、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

第4章 資料編

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三條 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五條 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第六條 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二十九年三月三十一日法律第一四号抄〕

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條中雇用保険法第六十四条の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

- 四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第三十四條 この法律（附則第一條第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行〕

- 一 〔前略〕附則第六條の規定 公布の日

- 二 第二條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行〕

（罰則に関する経過措置）

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年三月三十一日法律第一二号抄〕

（施行期日）

第一條 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第二十八條の規定 公布の日

二 〔略〕

- 三 〔前略〕附則〔中略〕第二十四条〔中略〕の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一條 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

- 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九條第一項の規定又は第八十二條の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二條の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二條に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三條に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六條に規定

第4章 資料編

する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日
- 二 〔略〕

●伊達市男女共同参画推進庁内

委員会設置要綱（平成21年伊達市訓令第2

号）

改正 平成21年3月26日訓令第8号
平成22年4月1日訓令第14号
平成24年4月1日訓令第9号
平成25年4月1日訓令第5号
平成25年12月13日訓令第19号
平成27年4月1日訓令第12号
令和3年3月30日訓令第6号

（設置）

第1条 本市における男女共同参画社会の形成を目指し、庁内施策の検討及びその推進を図るため、伊達市男女共同参画推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）男女共同参画社会形成に係る庁内施策の検討に関すること。
- （2）男女共同参画の推進に係る関係課等相互の連絡調整に関すること。
- （3）その他男女共同参画の推進に関し必要な事項（組織）

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

- （1）未来政策部協働まちづくり課長（以下「協働まちづくり課長」という。）
- （2）協働まちづくり課協働推進係長
- （3）別表に掲げる所属の職員のうちから当該所属の長が推薦する係長以下の者

2 委員会に委員長、副委員長を置く。

3 委員長は、協働まちづくり課長の職にある者をもって充て、副委員長は、協働まちづくり課協働推進係長の職にある者をもって充てる。

4 委員会にアドバイザーを置くことができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

（専門部会）

第6条 特定な事項について調査研究を行うため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が委員の中から指名した者をもって組織する。

3 委員長は、必要に応じ、所属長が推薦する特定事項

第4章 資料編

に關係する職員を専門部会委員とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、未来政策部協働まちづくり課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年1月16日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日訓令第8号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日訓令第14号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日訓令第19号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第20条中第4条第8号キを加える改正規定は、伊達市立認定こども園条例(平成26年伊達市条例第18号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日訓令第6号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

所属	人員
総務部	1名
未来政策部(協働まちづくり課を除く)	1名
財務部	1名
市民生活部	1名
健康福祉部	1名
産業部	1名
建設部	1名
議会事務局	1名
教育部	1名
こども部	1名

●伊達市男女共同参画審議会 委員

No	氏名	所属・役職	備考
1	藤野 美都子	福島県立医科大学 特任教授	会長
2	丹治 安則	伊達市社会教育委員 委員	
3	新井 芳美	Life for Mothers 代表 (伊達市市民活動支 援センター推薦)	
4	小野 光雄	伊達市民生児童委員 協議会 監事	
5	八島 良子	伊達市連合婦人会 掛田婦人会 会長	
6	遊佐 範子	伊達市連合婦人会上 保原婦人会 会長 (保原町女性団体連 絡協議会推薦)	
7	橘内 裕太郎	三井ミーハナイト・ メタル伊達製鋼労働 組合 副委員長 (伊達地区連合推薦)	
8	浦山 昌彦	桃陵中学校 PTA 会長 (伊達市 PTA 連絡協 議会推薦)	
9	菊田 保	一般公募	副会長
10	三浦 裕子	一般公募	

(任期：令和3年6月27日から令和5年6月26日)

●伊達市男女共同参画審議会 アドバイザー

氏名	所属・役職
岡部 貴敏	福島県男女共生センター 事業課 主任主査

●男女共同参画に関する国内外の動向

年 表

年	世界の動き	日本の動き	福島県の動き ※年度で表記しています。
1975 年 (昭和 50 年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976 年 (昭和 51 年)		民法の一部改正 (婚氏続称制度新設)	
1977 年 (昭和 52 年)		「国内行動計画」策定	
1978 年 (昭和 53 年)			青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置
1979 年 (昭和 54 年)	国連総会「女子差別撤廃条約」採択		婦人問題懇話会設置
1980 年 (昭和 55 年)		「女子差別撤廃条約」への署名 民法の一部改正(配偶者相続分の引き上げ)	
1981 年 (昭和 56 年)			婦人問題についての意見具申 婦人問題協議会設置
1983 年 (昭和 58 年)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定 婦人問題推進会議設置
1984 年 (昭和 59 年)		国籍法の改正 (父母両系主義)	
1985 年 (昭和 60 年)	国連婦人の十年世界会議 (ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」成立 国民年金法改正 (婦人の年金権を保障)	福島県婦人団体連絡協議会結成(24 団体加入)
1987 年 (昭和 62 年)		「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」策定	
1988 年 (昭和 63 年)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂
1991 年 (平成 3 年)		「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」(第一次改定) 「育児休業法」成立	青少年婦人課に「婦人行政係」設置 婦人問題企画推進会議と名称変更
1992 年 (平成 4 年)		初の婦人問題担当大臣任命	
1993 年 (平成 5 年)		パートタイム労働法成立	「ふくしま新世紀女性プラン」策定(H6～H12)
1994 年 (平成 6 年)		男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	青少年女性課に女性政策室の設置 女性問題企画推進会議と名称変更
1995 年 (平成 7 年)	第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択		
1996 年 (平成 8 年)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000 年プラン」策定	
1997 年 (平成 9 年)		「男女共同参画審議会設置法」施行	
1999 年 (平成 11 年)		「男女共同参画社会基本法」成立	
2000 年 (平成 12 年)	国連特別総会 「女性2000年会議」開催 (ニューヨーク) 「成果文書」「政治宣言」採択	「男女共同参画基本計画」策定	福島県男女共生センター竣工・開館 「ふくしま男女共同参画プラン」策定(H13～H22)
2001 年 (平成 13 年)		内閣府に「男女共同参画会議」・「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立	県民生活課人権・男女共同参画グループの設置 男女共同参画推進会議と名称変更 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」制定 男女共同参画推進会議廃止
2002 年 (平成 14 年)			男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進員設置
2003 年 (平成 15 年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「次世代育成支援対策推進法」成立	

第4章 資料編

年	世界の動き	日本の動き	福島県の動き ※年度で表記しています。
2005 年 (平成 17 年)	第 49 回国連婦人の地位委員会 (北京+10) 開催(ニューヨーク)	「第 2 次男女共同参画基本 計画」策定	男女共同参画推進本部設置 「ふくしま男女共同参画プラン」 改訂 (H18~H22)
2006 年 (平成 18 年)		「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援 プラン」改定	
2007 年 (平成 19 年)		「仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス) 憲章」 及び「仕事と生活の調和推進 のための行動指針」策定	
2008 年 (平成 20 年)		「女性の参画加速プログラム」 男女共同参画推進本部決 定	人権男女共生課に改編
2009 年 (平成 21 年)			「ふくしま男女共同参画プラン」 改定 (H22~H26)
2010 年 (平成 22 年)	第 54 回国連婦人の地位委員会 (北京+15) 開催(ニューヨーク)	「第 3 次男女共同参画基本計 画」策定	
2011 年 (平成 23 年)	UN Women (ジェンダー平等と女 性のエンパワメントのための 国連機関) 発足		
2012 年 (平成 24 年)	第 56 回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダ ー平等と女性のエンパワーム ント決議案」採択 APEC 女性と経済フォーラム開 催(サンクトペテルブルク)	「女性の活躍による経済活 性化」行動計画策定	人権男女共生課と青少年育成室が 青少年・男女共生課に改編 「ふくしま男女共同参画プラン」 改定 (H25~H32)
2013 年 (平成 25 年)		「男女共同参画の視点から の防災・復興の取組指針」策 定	
2014 年 (平成 26 年)	第 58 回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダ ー平等と女性のエンパワーム ント決議案」採択	内閣府に「すべての女性が輝 く社会づくり本部」設置「す べての女性が輝く政策パッ ケージ」決定	
2015 年 (平成 27 年)	「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」国 連採択 第 59 回国連婦人の地位委員会 (北京+20) 開催(ニューヨーク) 第 3 回国連防災会議開催(仙台) 「仙台宣言」「仙台防災枠組 2015-2030」採択	「女性活躍加速のための重 点方針 2015」決定 「第 4 次男女共同参画基本 計画」策定 「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」成 立	男女共生課に改編 「女性活躍応援ポータルサイト」 開設
2016 年 (平成 28 年)		「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」全 面施行全面 「男女雇用機会均等法」改正 「育児・介護休業法」改正	ふくしま女性活躍応援会議設立 ふくしま女性活躍応援宣言採択 「ふくしま男女共同参画プラン」 改定 (H29~R2)
2017 年 (平成 29 年)		「働き方改革実行計画」決 定	ふくしま女性活躍応援会議幹事会設 立 女性活躍応援会議 リーダーパワ ーアップセミナー開催
2018 年 (平成 30 年)		「政治分野における男女共 同参画の推進に関する法 律」成立 「働き方改革を推進するた めの関係法律の整備に関す る法律」成立	女性活躍応援会議 女性も男性も 輝く未来づくりシンポジウム開催
2019 年 (平成 31 / 令和元年)		「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」 等改正	女性活躍応援会議 キラッ人さん と創る元気なふくしまトークイベ ント・交流会開催
2020 年 (令和 2 年)		「第 5 次男女共同参画基本 計画」策定	女性活躍応援会議 講演会・トー クセッション開催
2021 年 (令和 3 年)		「政治分野における男女共 同参画の推進に関する法 律」改正	「ふくしま男女共同参画プラン」 改定 (R4~R12)

出典：ふくしま男女共同参画プラン（福島県）